

府中市児童発達支援センター（仮称）
整備基本構想

平成31年1月

府 中 市

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 第1章 児童発達支援センターの整備を進める背景 | 2 |
| 1 障害児支援の変遷..... | 2 |
| 2 本市の障害児支援事業の経緯..... | 2 |
| 3 障害児通所支援と児童発達支援センター | 2 |
| 4 障害児支援に関する国の計画 | 3 |
| 5 本市の各計画上の位置付け..... | 3 |
| 第2章 本市の障害児及び発達が気になる児童への支援 | 4 |
| 1 母子保健事業としての乳幼児健診と健診後の支援 | 4 |
| 2 乳幼児期の支援 | 4 |
| 3 学齢期の支援..... | 5 |
| 4 子ども家庭支援センター | 5 |
| 第3章 課題と児童発達支援センター整備の必要性 | 6 |
| 第4章 本市の児童発達支援センターの整備方針..... | 9 |
| 1 支援を提供する対象者..... | 9 |
| 2 児童発達支援センターで行う事業..... | 9 |
| 3 児童発達支援センターの位置..... | 9 |
| 4 想定する諸室等 | 9 |
| 5 整備手法及び運営手法..... | 9 |
| 6 スケジュール..... | 9 |

※ 年度（年）の表記について

本書に記載している「平成」の元号を用いた年度（年）の表記のうち、平成31（2019）年5月以降のものについては、それぞれに対応する新元号を用いた年度（年）を表すものとします。

はじめに

近年、ライフスタイルや生活への意識が変化する中、少子化や核家族化が進み、家庭における育児機能の低下や子育てに対する不安、育児困難等が問題となっていることから、育児支援の充実の必要性が高まっています。

また、子どもの発達に関しての関心や意識の高まりとともに発達が気になる児童として支援を必要とする児童は、増加傾向にあります。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。

本市では、平成27年度に策定した「府中市障害者計画」において、障害のある児童への支援について、障害のある児童の持てる能力や可能性を最大限に引き出すために、各機関が連携を図りながら、障害の状況に応じて、幼少期からのライフステージを見通した一貫した支援を目指すこととしました。

本基本構想は、これらの新しいニーズに応えるとともに、障害児又は発達が気になる児童やその家族が地域で安心して暮らせることを目的に、児童発達支援等の機能の集約、充実など、本市の総合計画や障害者計画の考え方を実現するために設置する府中市児童発達支援センター（仮称）の整備方針を示すものです。

今後は本基本構想を基に、広く市民の皆様の意見を聞きながら具体的な整備計画を策定してまいります。

【本基本構想の用語の定義】

本基本構想において用いる語句の定義は、次表のとおりとします。

| 語句 | 定義 |
|---------------------------|--|
| 児童 | 出生から18歳未満までの者 |
| 障害児 (児童福祉法 第四条二項より) | 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む)、難病患者の児童 |
| 発達が気になる児童 | 発達検査の有無を問わず発達の遅れや偏りが気になる児童 |
| 児童期 | 出生から18歳未満までの時期 |
| 乳幼児期 | 出生から就学前までの時期 |
| 学齢期 | 小学生からおおむね高校生に相当する年齢までの時期 |
| 成人期 | 学齢期後の時期 |

第1章 児童発達支援センターの整備を進める背景

1 障害児支援の変遷

児童福祉法は、昭和22年の成立以降、児童を取り巻く環境の変化に対応して、法改正が重ねられてきました。中でも、平成24年の改正では、障害児支援の強化を目的として、障害種別に応じて設けられていた通所サービスは障害児通所支援へと、入所サービスは障害児入所支援へとそれぞれ一元化されるとともに、実施主体の見直しにより、改正後は、原則として障害児通所支援を市町村が、障害児入所支援を都道府県が担うものとされました。

また、支援は、発達が気になる児童も対象に含むようになり、この改正をきっかけとして、障害児や発達が気になる児童は、家族主体で支えるのではなく、社会全体で支えるように、さらには、児童のみならずその家族や地域関係者をも対象とするものへと変遷してきました。

このように、今日では、障害児や発達が気になる児童が身近な地域で、障害や発達の特性に応じた適切かつ専門的な支援を受けられるよう、その支援体制の整備が法令上求められています。

2 本市の障害児支援事業の経緯

本市における障害児支援の取組は、昭和44年に福祉会館（現在の中央文化センター）で開始した乳幼児期における障害児の幼児訓練事業あゆの子（以下「あゆの子」といいます。）に始まります。

昭和57年の市立心身障害者福祉センターの開設に伴い、同センターへ業務が移管され、乳幼児期の発達が気になる児童とその家族を対象に、療育事業、発達検査及び保護者支援の実施に加え、保育園等への巡回事業で児童本人に関わる施設職員に対して障害特性の理解及びその対応に関する支援を行ってきました。

平成15年度からは「子ども発達支援センターあゆの子」と名称を改めて現在に至りますが、時代のニーズに応じて療育事業の定員を拡大してきた一方で、府中市立心身障害者福祉センターの規模には限りがあることから、児童一人当たりの利用回数や個別訓練数の減少、発達検査までの待機期間の長期化が課題となっています。

3 障害児通所支援と児童発達支援センター

障害児通所支援は、児童福祉法では、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の5つのサービスのことをいいます。

支援の内容は、児童発達支援を例にとると、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等とされています。

このような障害児通所支援のサービスを提供する施設は、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設と法定されています。

中でも、児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支

援を行うとともに、その有する専門機能をいかし、地域の障害児やその家族の相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設とされています。

4 障害児支援に関する国の計画

国は第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において、成果目標に「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」を掲げています。また、自治体へおおむね人口10万人に対して1か所の児童発達支援センターを設置し、障害種別にかかわらず適切な支援を提供できるように質を確保することをその役割として求めています。

5 本市の各計画上の位置付け

上記の法改正や、国の計画を受けて、本市も各計画において障害児支援や児童発達支援の充実に向けた検討を重ねてまいりました。

第6次府中市総合計画の都市像は「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」であり、基本目標の1つを「人と人との支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）」としています。また、主要課題に「若い世代の出産・子育ての希望をかなえる社会の実現」や「支援が必要な人への途切れのない支援」と定め、その方策の1つとして、発達が気になる児童が将来的に自立した社会生活を送ることができるよう児童発達支援事業の充実を図るとともに、福祉型児童発達支援センターの設置を目指すこととしています。

また、府中市障害者計画及び府中市障害児福祉計画でも同様に、療育体制の充実を図るため、福祉型児童発達支援センターの整備を進めることを目標とし、府中市子ども・子育て支援計画では、子ども・子育て支援機関は障害等の早期把握と適切な支援へつなげるために、家族への働きかけや関係機関と連携することを施策の方向と定めており、市全体で発達が気になる児童及びその家族を支援するよう取り組むことを目指しています。

第2章 本市の障害児及び発達が気になる児童への支援

1 母子保健事業としての乳幼児健診と健診後の支援

本市では、妊娠期からの切れ目ない支援を行う中で、3～4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に保健センターで乳幼児健診を実施しています。受診後、発達に関する所見があった児童を対象に、必要に応じて心理相談及びことばの相談を行っています。継続的な支援が必要な児童やその保護者に対しては、保健師、臨床心理士、保育士等が児童の発達のフォローアップを目的として月5回程度グループ指導を実施しています。親子遊びを取り入れた仲間集団の中で、集団活動を経験し児童の発達を促すとともに、保護者支援として児童の特徴に合った対応を学ぶ機会の提供や、育児に不安を抱える保護者への支援も重点的に行っています。引き続き定期的な療育が必要とされる児童は、あゆの子へとつなぎ、より細やかな療育支援を行うこととしています。

2 乳幼児期の支援

(1) あゆの子

あゆの子は、児童本人への支援として、児童福祉法に基づく児童発達支援事業である「通園」と市独自事業である「外来グループ」に分けて、乳幼児期の発達ที่気になる児童を対象に療育事業を実施しています。

あゆの子には、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士、小児科医師等の専門職員が在籍し、通園では、2歳児から5歳児までの年齢に応じ、週に2～5日の頻度で、身辺自立のトレーニング・集団活動・体験活動を通じた日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応訓練等を実施しています。また、家族に対しても、前記の専門職員があゆの子における活動や家族からの個別相談などの場において専門的な視点から助言を行っています。

外来グループでは、年齢や療育の種類・内容を考慮したグループ分けをし、グループごとに月に1～2回の頻度で、保護者が一緒に参加できる活動などを行っています。児童は生活に必要な力の基礎を、保護者は子どもへの向き合い方や関わり方を身に付けることを目的として、教育・保育施設等との並行利用という形で参加しています。

その他にあゆの子では、家族への支援として勉強会の開催や個別相談を、地域への支援として保育園等訪問支援を実施しています。

(2) 保育事業

保育事業では、市立保育所及び私立の認可保育園で障害児保育の枠を設け、保護者の就労や病気等により保育を必要とする心身に障害や発達の遅れなどがある児童を対象に、保育士を加配して保育しています。

また、市内の保育所に在籍する発達が気になる児童の保育に当たっては、臨床心理士等が保育所を巡回し、助言を行う取組も行っています。

3 学齢期の支援

学齢期は、教育センターにおいて教育相談や就学相談を実施しています。教育センターでの相談対象は、おおむね3歳の未就学児から高校生までの児童です。教育相談は、不登校やいじめなどを含め、児童の発達や養育に関する相談を受けています。就学相談は、障害児又は気になる様子や行動が見られるなど発達において遅れなどがあるとされる児童の小・中学校への就学や転学に関する相談を受けています。

就学相談の結果に応じ、各学校や学級において特別支援教育の理念に基づく児童の成長に合わせたきめ細やかな教育を受けられるようにしています。

児童の放課後の過ごし方としては、学童クラブにおいては障害児枠を設け、障害者手帳の有無にかかわらず支援の必要な児童には、人員を加配して育成しています。また、障害児通所支援のサービス類型の一つとして、放課後等デイサービスがあります。

4 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターでは、子どもと子育てを行う家庭を支援するため子育てに関する総合相談を実施しています。広く開かれた相談窓口ですが、障害や発達の遅れや偏りを主訴とする相談に対しては、保健センターや教育センター等を紹介しています。

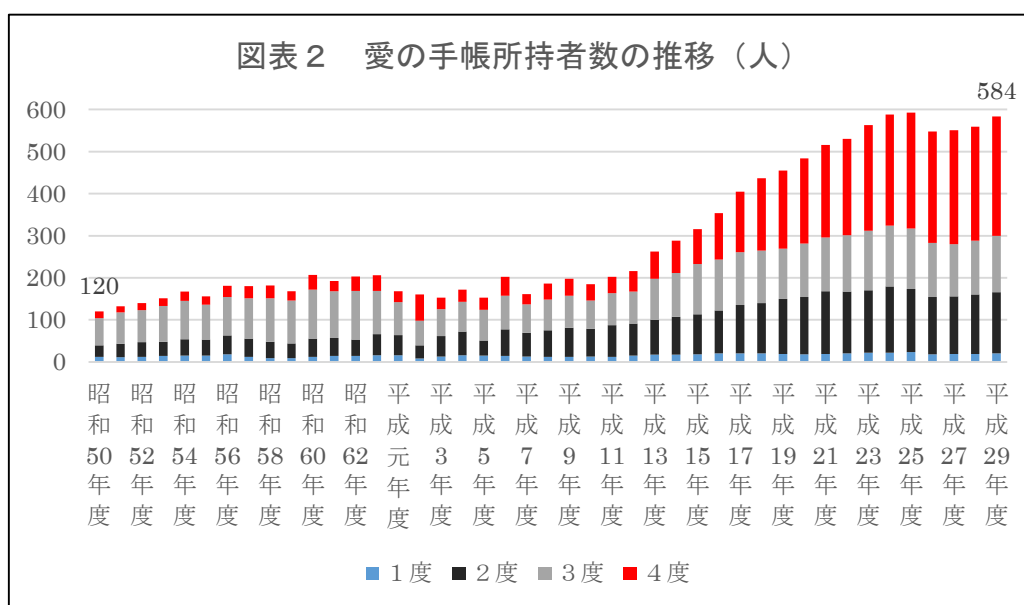
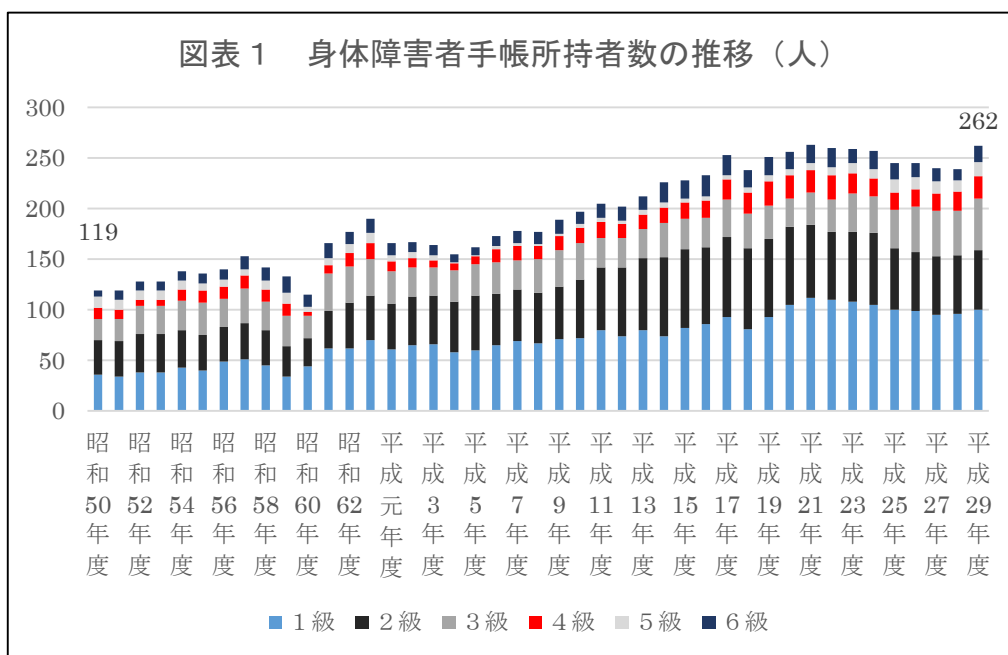
【参考】現在の支援事業の類型

| 時期 | | 府中市の支援事業 | | | |
|-----|------|--|-------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 出生後 | | 母子保健事業 (保健センター) | | | (子ども家庭支援センター) 子育てに関する総合相談 |
| 児童期 | 乳幼児期 | 障害児通所支援事業 (あゆの子・児童発達支援事業所) | 保育事業 (市立保育所・私立認可保育園) | | |
| | 学齢期 | 障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス事業所) | 放課後児童育成事業 (学童クラブ) | 教育相談 就学相談 (教育センター) | |
| 成人期 | | 各種の福祉サービスの給付 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護など) | | | |

※ 網掛けは、児童福祉法の障害児通所支援に該当するもの。

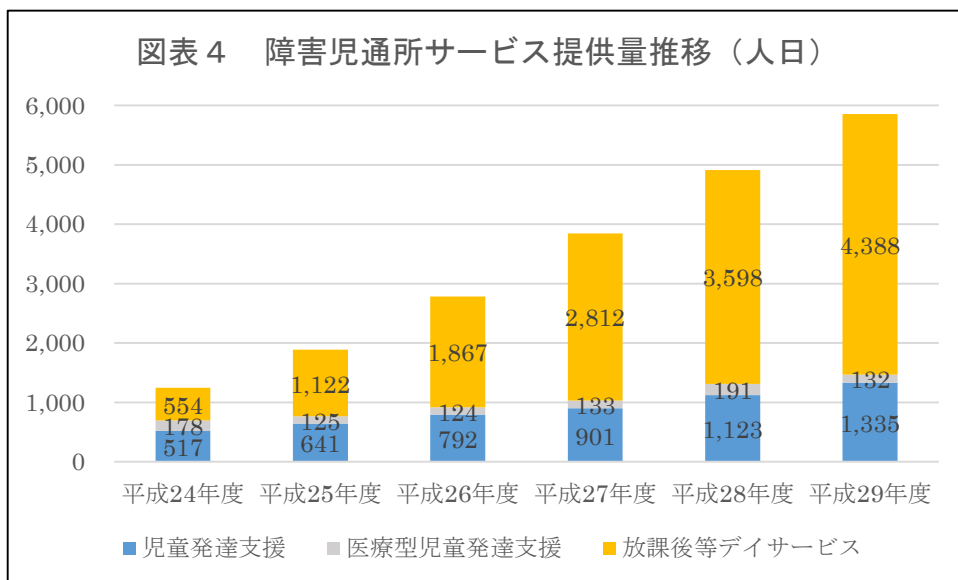
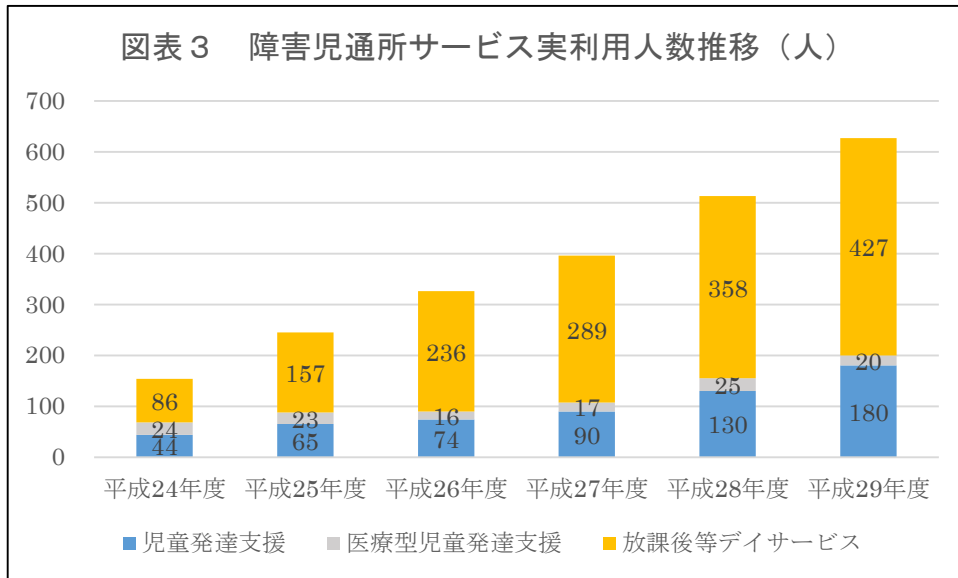
第3章 課題と児童発達支援センター整備の必要性

本市における身体障害者手帳を所持する児童数は、図表1のとおりおおむね増加傾向にあり、中でも1級（最重度）の児童の割合が一番多くなっています。また、愛の手帳（知的障害の手帳）を所持する児童数も、図表2のとおり増加傾向にあり、4度（軽度）の児童の割合が増加しています。その他、支援を必要とする児童数について、文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合は小学校では7.7%と推定されています。



※ 図表1・2とも各年度3月末日時点での人数

また、本市における障害児通所支援のサービスの実利用人数と提供量の推移は、図表3・4のとおりで、平成24年度から平成29年度までにサービス実利用人数は約4倍に、サービス提供量は約5倍に増加しています。中でも、福祉的なサービスである児童発達支援及び放課後等デイサービスは特に増加しています。



※図表3・4共に身体障害者手帳や愛の手帳を所持していない発達障害などの児童を含む。

※図表3・4共に各年度3月時点の数値

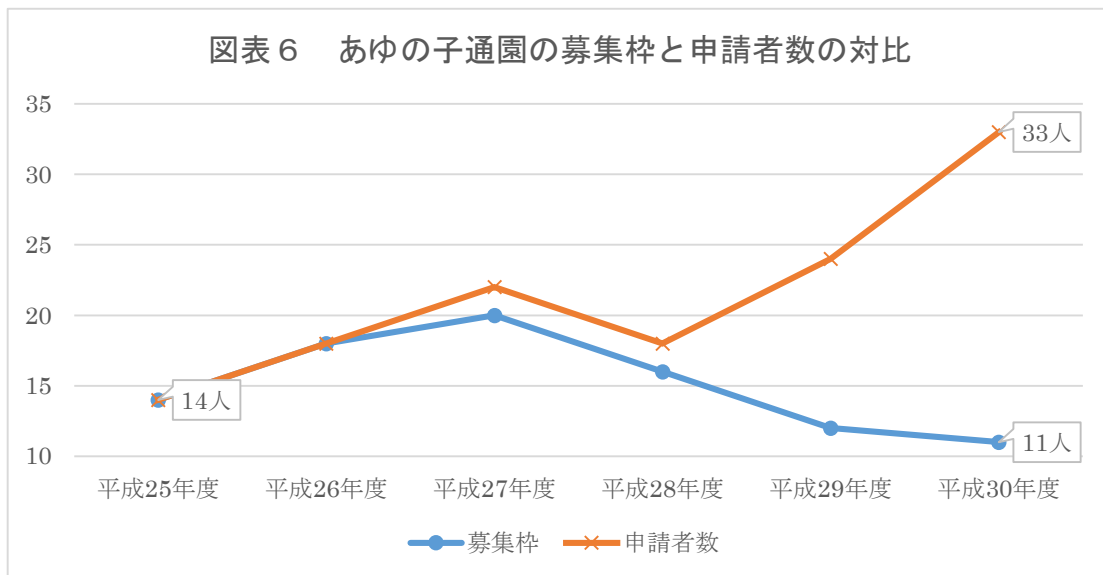
近年、発達に関する情報に触れることが容易となり、保護者の意識の高まりとともに子どもの発達の遅れに関する不安を抱える保護者が増え、相談件数や外来グループの参

加者数は増加していますが、療育を提供するあゆの子の通園は、需要を充足することができていません。

また、通園及び外来グループの利用希望の有無にかかわらず、あゆの子へ子どもの発達に関する相談があった場合、初回相談後に療育の必要性や方針等を判断するために、発達検査を行なっていますが、相談件数の増加に伴い、初回相談及び検査を受けるまでに時間がかかっています。このため、現在、市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター内に暫定的に相談窓口を開設して対応しているところです。

図表5 あゆの子 相談件数及び外来グループの参加者数の推移

| 区 分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発達相談等の相談件数(件) | 1,058 | 1,392 | 1,662 | 1,953 | 2,198 |
| 外来グループ延参加者数(人) | 1,471 | 1,603 | 1,740 | 2,076 | 2,213 |



以上、ここまでに挙げた課題を整理すると次表のとおりとなりますが、これらの課題を解消するとともに、児童福祉法第10条を始めとした関係法令で規定される市が担うべき責務を効率的に果たすために、本市は、福祉型の児童発達支援センターを新設するものとします。

課題の整理

- 支援需要の高まりに対する支援サービスの供給量不足
 - ・相談窓口
 - ・発達検査
 - ・療育の場
 - ・あゆの子通園及び外来グループ
- あゆの子を複数の施設で実施していることによる非効率性
- 中核となる施設がなく、様々な機関が事業を行っていることによる連携の困難性

第4章 本市の児童発達支援センターの整備方針

1 支援を提供する対象者

障害児及び発達が気になる児童並びにその家族とします。

2 児童発達支援センターで行う事業

あゆの子の事業を移管するとともに児童福祉法に定める児童発達支援のサービスを集約化して提供することともに、次の事業を実施する方針とします。

- (1) 相談窓口の拡充
- (2) 療育事業の拡充
- (3) 家族支援の充実
- (4) 地域支援の充実
- (5) 関係機関との連携の強化

3 児童発達支援センターの位置

平成31年3月をもって廃園を予定している市立矢崎幼稚園の跡地を想定するものとします。

4 想定する諸室等

事務室

相談室

指導訓練室

遊戯室

静養室

医務室

調理室

その他児童発達支援等提供するサービスに必要な機能を有する諸室等

5 整備手法及び運営手法

府中市PPP／PFI手法導入ガイドラインに基づき、民間活力及び公民連携手法の活用を検討しながら府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画（以下「基本計画」といいます。）の策定時までに整備手法及び運営手法を決定します。

6 スケジュール

| | |
|--------------|------------------------|
| 平成31年度 | 基本計画作成業務委託及び基本計画（案）の作成 |
| 平成32（2020）年度 | 基本計画に基づく整備事業者等の公募 |
| 平成35（2023）年度 | 児童発達支援センターの供用開始 |